

2 消 安 第 5202 号
令和 3 年 2 月 12 日

農業資材審議会長
松井 徹 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

飼料の公定規格の一部改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 26 条第 6 項において準用する同法第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の飼料の公定規格（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 756 号。以下「公定規格」という。）の一部改正について、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 公定規格の備考の 3 の第 2 章の別表第 1 に新たな飼料原料のアミノ酸成分量を、同別表第 3 に新たな飼料原料の可消化養分総量、代謝エネルギー等を定めること。
- 2 公定規格の備考の 3 の第 1 章第 3 節 3 「粗脂肪の定量法」に、新たな分析法を加えること。